



財務省の医療制度改革論を問う

芝田英昭

城西大学非常勤講師、
元立命館大学教授、
元立教大学教授

最終回

悪いニュースと良いニュース

さて、社会保障に関しては、悪いニュースと良いニュースがある。

悪いニュースは、2025年6月13日に「骨太方針2025」が閣議決定され、「OTC類似薬の保険給付のあり方の見直し」(p39)が優先課題だとしたこと。同方針では「セルフメディケーション推進の観点からの更なる医薬品・検査薬のスイッチOTC化に向けた実効的な方策の検討」(p39脚注)をするとし、OTC類似薬の保険外しが加速化し、疾病の自己責任が強化、医療へのアクセスが阻害される可能性があり、皆保険体制破壊の蟻の一穴となりがねない。

一方良いニュースは、6月27日に最高裁第三小法廷(宇賀克也裁判長)が、国が2013

私が提案する医療保険改革

紙面の関係で社会保障全体に触れることはできないが、医療保険(本稿では「社会保険方式」を維持することを前提とする)の将来像に関して私見を述べたい。

国民健康保険

国民健康保険料は、応能分(所得割、資産割)と応益分(被保険者均等割、世帯別平等

その上限が設定されており、高額所得者ほど実質的な保険料負担が低く抑えられる仕組みである。現在の低所得・中所得者の負担を抑え、高所得者にはその所得に見合った保険料を徴収するためにも「保険料上限」は撤廃すべきである。

また、応能分の「資産割」も廃止すべき。そう主張すれば、資産を多く所有する者への保険料減額になると批判される可能性があるが、そもそも資産に対しては富裕層に有利な税が適用されていることにこそ問題であり、税制を通して資産への適正な課税を求めるべきである。また、被用者保険である健康保険には資産割が存在しないことから、同制度との平等性確保の観点からも資産割廃止は理にかなっている。

健康保険

健康保険料は、保険料額の基礎となる標準報酬月額上限が設定されていることから、上限を超える高貴金層は、実質的に低額な保険料しか求められない。社会保障は、税と共に「所得再分配機能」があることを勘案すれば、標準報酬月額上限撤廃は当然である。ただし、標準報酬月額上限撤廃に当たっては、被用者に対して一律の保険料率を適用するのではなく、応能負担を勘案し「累進課税」方式を適用すべきだ。

国民健康保険、健康保険に共通する改革

両制度に共通する課題は、保険給付である。両制度には、保険給付に伴い患者は「一部負担(1/3割)」を医療機関等に支払うが、「一部負担」を求めることも法定されている。しか

生活保護基準引き下げ違法判決に寄せて 間違っていた国の決定

副理事長 矢部 あづさ

6月27日、生活保護基準引き下げ処分を取り消しを求めた「いのちのとりで裁判」で、最高裁が国の処分は違法とする判決を言い渡した。引き下げアカン大阪の会共同代表の矢部あづさ氏が歓迎のコメントを寄せた。



いのちのとりで裁判の最高裁判決は歴史的な勝訴判決だ。生活保護基準という国の根幹的な政策の決定過程が誤っていたことが認められた。同基準は「国

としてそれ以下の生活はあってはいけない」という、貧困ラインを定めたものだ。その決め方が間違っていたことが認められたのだから、国は判決を重く受け止めるべきではない。

さまざまな制度に連動

この判決は生活保護利用者だけの問題ではない。就学援助など様々な制度と連動しているためだ。本件が各種制度にどのように影響してきたか調査が必要だ。

訴訟団が厚生労働省へ出した

「国、都道府県・市町村」として、保険料の半分は個々の国民の保険料、あと半分を事業主(企業等)負担とする。従って、統一後の健康保険においては自営業者・無職層も含み、企業等の事業主はその層をも支えることから、現在より保険料は増える可能性がある。

消費税を社会保障目的税化することの危険性

2012年の消費税法の改悪で、消費税収は、「年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てる」(第1条2項)とされ、同条を根拠に、政府自民・公明党は、野党各党が消費税減税を主張しているにも拘わらず後ろ向きである。結局、消費税導入時と現在の税収割合から勘案すれば、法人税や所得税の減収分を消費税が代替したのは明白である。

また、両制度は将来的には、「健康保険」として統一すべきだと考える。あえて「国民健康

要望では、被害の回復として①謝罪、②保護費差額の支給、③影響調査の3つが示されている。しかし、厚労省からは、現在までに、謝罪の言葉はない。過去にも厚労省はしっかりと謝罪をせず、制度改正のなかで当事者の意見を聞かず、専門委員会のみで決定した事例もある。こうした厚労省の態度は許されるものではない。今後、厚労省の動きを注視し、運動を一層強化していく必要がある。

民の幸福追求・社会保障給付に使用されるべきであり、幸福を最も損ねる軍費や大企業の利益追求の補助金として使用されるべきではない。国際NGOオックスファムは、6月25日に報告書「私的な利益から公共の力へ」を発表した。同報告書では、世界の最富裕層1%が、下位95%の者が持つ富よりも多くの富を所有していると告発している。また、極端な富の集中は、「政治権力」となり、「超富裕層の個人が政治的・経済的な決定を行うことで自らの富を増やし、平等な社会をつくる取り組みを妨げる少数独裁政治」をつくっていると指摘している。この点は、現在のアメリカのトランプ政権や、日本の自民党・公明党政権を顧みれば明らかである。

富の不平等を是正するためにも、富裕層や大企業に真っ当な税負担を求めることが急務であり、それを財源に、医療保障も含めた社会保障の給付増や改善を求めていくべきではなからうか。

(完)